

法人のお客さまの新規口座開設について(お知らせ)

当JAでは、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等で求められる事項に加え、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の更なる強化を目的として、新たに口座開設を希望される法人のお客さまには、令和7年12月1日以降下記のとおり対応させていただきます。

お客さまには大変お手数をお掛けしますが、何卒ご理解・ご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当JAの事業エリア内に「本社」や「営業所」等がない場合は、原則口座開設をお断りさせていただきます。
なお、当JAの事業エリアは、四国中央市、新居浜市別子山でございます。
2. 口座開設にあたっては所定の審査を実施し、ご回答までに1週間程度お時間をいただくことがございます。
3. 審査のためにお持ちいただくものは次のとおりです。口座開設の際は改めてご来店いただき、当組合所定の口座開設申込書等の記入をお願いいたします。

①	以下のいずれか1つ ・法人の登記事項証明書（原本） ・印鑑登録証明書（原本） <u>※発行後6ヶ月以内のものに限ります。</u>
②	【代表者さまがご来店される場合】 ・代表者さまの公的な本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）（原本）
	【代表者さま以外の方がご来店される場合】 ・ご来店者さまの公的な本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）（原本） ・ご来店者さまと法人の関係を証明する資料（法人の委任状等） ※名刺・社員証は関係を証する書類としてお取り扱いできません。
③	事業内容・実態が確認できる以下の資料 ・事業に必要な行政庁の許認可証 ・定款 ・会社案内（パンフレット等） ・決算書類等（新規設立法人であれば事業計画書） ・取引先への提案書、見積書、契約書など

4. 上記審査の過程で、追加で書類の提示をお願いする場合がございます。
5. 上記追加の書類を提示頂けない場合や審査の結果によっては、口座開設をお断りする場合がございます。

以上
令和7年10月24日
うま農業協同組合